

## 首都圏在日外国人をターゲットとした誘客促進業務仕様書

### 1 業務名

首都圏在日外国人をターゲットとした誘客促進業務

### 2 業務目的

各国の大使館が集中する東京の地域性を活かし、大使館や首都圏在住外国人への福井県PRを行い、首都圏在住外国人の誘客、インバウンドへの誘客に波及させる。

### 3 履行期間

令和8年3月31日（火）

※履行期限は上記のとおりとするが、事業受託後速やかに業務に移り、成果物を順次納入すること

### 4 委託業務内容

#### （1）在日外国人向けイベントへのブース出展

- ・令和7年6月～令和8年3月の間で2回以上実施すること。
- ・出展するイベント、およびブース設営、装飾、運営について企画提案を行うこと。
- ・上記のイベントで配布するノベルティの制作または購入について合計1,000個以上とし、提案すること
- ・各イベントにてブース設営に必要なレンタル備品（机、椅子等）については費用を計上すること
- ・当日のスタッフとして各イベントで運営スタッフ1名以上、通訳スタッフ1名以上手配すること

#### （2）外務省主催の地域の魅力発信セミナーへのブース出展

- ・ブース出展については以下のブース内容を想定することとし、ブース設営、運営を行うこと。
  - ① パンフレットコーナー、伝統工芸品の展示
    - ・パンフレット、伝統工芸品については福井県が提供するものを使用すること
  - ② 若狭塗り箸の箸砥ぎ体験
    - ・若狭塗箸の箸砥ぎ体験キットを100名分用意し、実施すること
  - ③ おろしそば、焼き鰯寿司の試食
    - ・おろしそば、焼き鰯寿司について100名分の試食を用意し、実施すること
  - ④ 越前焼のおちょこを使った福井の地酒の試飲
    - ・越前焼のおちょこについて100名分用意すること
    - ・福井の地酒について100名分の試飲を行うこと
  - ⑤ そば打ち職人等によるそば打ちパフォーマンス

- ・実施時期は11月を想定すること
- ・セミナー参加者は100名程度を想定すること
- ・セミナー参加者は駐日外交団、外国商工会議所の職員等を想定すること
- ・セミナー場所については都内ホテル等にある会場を想定すること
- ・当日のスタッフとして運営スタッフ1名、通訳スタッフ1名を計上すること
- ・ブース出展による出展料および机、椅子等の備品貸出については費用に含めないものとすること
- ・ブース出展の内容については契約締結後に福井県と協議し、進めること

(3) 在日外国人向け広報媒体を使ったPR

- ・6月～12月の間で1回以上実施すること
- ・在日外国人向け媒体を使った福井県PRを行うこと
- ・使用言語は英語とし、かつ幅広い国の閲覧者がいる媒体を提案すること。
- ・媒体について、新聞・雑誌等紙媒体での発信とすること。ただし、その他の媒体での発信を妨げるものではない。

(4) 在日外国人向けチラシの作成

- ・別紙のチラシについて韓国語、ベトナム語、タイ語の3言語以上に対応したチラシを作成すること
- ・印刷については英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、ベトナム語、タイ語を含む6言語以上の作成を行うこと。なお印刷部数は1言語2,000枚以上とする。
- ・日本語版、英語版、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）のチラシデータについては福井県より提供を行うものとする。
- ・8月までに印刷と納品を完了すること

(5) 大使館職員向け招聘ツアーア

- ・大使館職員、在京海外機関を含む7名以上を対象としたツアーアを1回行うこと
- ・ツアーアの企画・調整・当日の実施一切に関するこを行なうこと
- ・ツアーア参加者の募集については福井県で行うものとする。ただし、福井県に興味関心の高い大使館職員、在京海外機関職員の紹介を妨げないものとする。
- ・以下の①～⑫をもとに企画提案すること
  - ① 各国駐日大使館職員、在京海外機関職員向けとすること
  - ② 福井県内の観光、歴史、産業等の魅力を知り、理解を深めるツアーアとすること
  - ③ 観光、歴史、産業に関する施設3施設以上訪問すること
  - ④ 1泊2日を想定すること
  - ⑤ ツアーア参加者については、5か国の大連館職員もしくは在京海外機関職員（在京海外メディアを含む）計7名以上として想定すること
  - ⑥ ツアーアの人員の想定については以下のとおりとすること。ただし、福井県職員2名の旅費、宿泊費、食費等は経費から除くこと
    - ・ツアーア参加者 7名以上

- ・通訳者 1名
  - ・福井県職員 2名
  - ・スタッフ（受託事業者） 任意
- ⑦ ツアーは10月中での実施を想定すること
- ⑧ ツアー参加者、スタッフ、通訳者の旅費（東京一福井間往復）、宿泊費、食事代、施設体験・拝観料については経費として含めること
- ⑨ 食事場所について、昼食・夕食のいずれかでツアー参加者以外の県内の観光・経済関係者等10名を含めた交流会ができる場所を企画提案すること。ただし、関係者等10名分の食事代は経費に含めない
- ⑩ ツアー参加者から事前に情報が得られた場合、食材、料理の変更に対応できるようにすること
- ⑪ 参加者の宿泊について1室1名とすること
- ⑫ ツアー中の通訳の手配を行うこととし、経費として含めること。なお通訳言語は英語を想定すること

#### （6）業務報告

- ・実績報告書を1部作成し、電子データ一式とともに提出すること

### 5 成果品

- ・実績報告書、収支決算書 各1部
- ・本業務において作成した資料等
- ・その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの  
※紙で作成する成果物については、電子データでも1部納品するものとする。
- ・納入場所：福井県東京事務所

### 6 その他（全体事項）

- （1）業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとする。
- （2）制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。
- （3）受託者は、本業務委託実施にあたり、福井県と協議の上進めること。
- （4）受託者は、本仕様書、契約条項および関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- （5）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者が協議して定める